

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の通勤手当に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第17条第5項の規定に基づき、教職員の通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 教職員は、新たに旧給与規程第17条第1項の教職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を理事長が定めるところにより速やかに別紙様式により理事長に届出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 旧給与規程第17条第1項第2号若しくは第3号に該当する教職員で第9条の教職員たる要件を具備していないものが新たに当該要件を具備するに至った場合又は旧給与規程第17条第1項第2号若しくは第3号に該当する教職員で第9条の教職員たる要件を具備するものが当該要件を欠くに至った場合には、当該教職員は前項の規定による届出の例により届出なければならない。

### (確認及び決定)

第3条 理事長は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が旧給与規程第17条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

### (支給範囲の特例)

第4条 旧給与規程第17条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難であると認められる教職員は、次の各号のいずれかに該当する教職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

- 一 住居が離島等にある教職員
- 二 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる身体障害に属する程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な教職員

### (支給対象期間)

第5条 旧給与規程第17条第2項に規定する支給対象期間は、毎年度4月1日及び10月1日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、理事長が別に定める。

### (運賃等相当額の算出の基準)

第6条 旧給与規程第17条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおける

それぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「旧勤務時間等規程」という。)第7条に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第8条 運賃等相当額は、第2項及び第3項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。ただし、第5条ただし書きに規定する場合の運賃等相当額については、理事長が定める。

- 一 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間6箇月の定期券の価額(通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額、通用期間6箇月の定期券及び通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間1箇月の定期券の価額に6を乗じて得た額)
  - 二 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についてその使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に6を乗じて得た額
- 2 平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものの運賃等相当額は、次項に該当する場合を除き、理事長が定める額とする。
- 3 前条ただし書きに該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、前2項による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

#### (自転車等使用者についての特例)

- 第9条 旧給与規程第17条第2項第2号の別に定める教職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない教職員とし、同号の別に定める割合は、100分の50とする。
- 2 旧給与規程第17条第2項第2号に規定する通勤が困難であると認められる身体に障害を有する教職員は、第4条第1項第2号に該当する教職員で、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。
- 3 旧給与規程第17条第2項第2号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。

#### (併用者の区分及び支給額)

- 第10条 旧給与規程第17条第2項第3号に規定する教職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
- 一 旧給与規程第17条第1項第3号に掲げる教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員(その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているもの

であるものを除く。)及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 運賃等相当額及び旧給与規程第17条第2項第2号に定める額の合計額

二 旧給与規程第17条第1項第3号に掲げる教職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に定める額以上である教職員(前号に掲げる教職員を除く。) 規程第17条第2項第1号に定める額

三 旧給与規程第17条第1項第3号に掲げる教職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に定める額未満である教職員(第1号に掲げる教職員を除く。) 旧給与規程第17条第2項第2号に定める額

#### (交通の用具)

第11条 旧給与規程第17条第1項第2号のその他の交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人に属するものを除く。

- 一 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 二 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具。

#### (通勤の実情に変更を生ずる教職員)

第12条 旧給与規程第17条第3項の別に定める教職員は、通常通勤の経路及び方法による場合には勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると認められるものとする。

#### (異動等の直前の住居に相当する住居)

第13条 旧給与規程第17条第3項の別に定める住居は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居とする。

#### (新幹線鉄道等の利用の基準)

第14条 旧給与規程第17条第3項の別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道等を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると理事長が認めるものであること。

#### (特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第15条 旧給与規程第17条第3項に規定する特別料金等(以下「特別料金等」という。)の額の2分の1に相当する額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第7条及び第8条の規定は、前項の算出について準用する。

**(均衡上必要がある職員の範囲)**

第16条 旧給与規程第17条第4項の別に定める教職員は、地方公務員、国家公務員その他理事長が定める者から人事交流により採用した教職員のうち、旧給与規程第17条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（採用した日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前条に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）で、次に掲げる教職員とする。

一 配偶者（配偶者のない教職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い規程第18条に規定する単身赴任手当が支給されないこととなった教職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの。

二 その他旧給与規程第17条第3項の規定による通勤手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員。

**(支給の始期及び終期)**

第17条 通勤手当の支給は、教職員に新たに旧給与規程第17条第1項の教職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月（採用した場合は採用の日））から開始し、通勤手当を支給されている教職員が死亡した場合においては死亡した日、通勤手当を支給されている教職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わり、離職した場合は離職の日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、教職員に新たに支給要件が具備されるに至った場合で、第2条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、理事長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から通勤手当の支給を開始するものとする。

3 通勤手当は、これを支給されている教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項の規定は、通勤手当の額を増額して改定

する場合におけるその額の改定について準用する。

**(追給又は返納)**

第18条 旧給与規程第17条第1項の規定により通勤手当の支給を受けた教職員につき、支給対象期間内に、次に掲げる事由が生じた場合（以下「異動等事由」という。）には、通勤の実情の変更等を考慮して第2項に定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- 一 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなった場合
- 二 第2条第1項に該当することとなった場合（前号に該当する場合を除く。）
- 三 第2条第2項に該当することとなった場合
- 四 退職することとなった場合

2 異動等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を返納させ、第2号に掲げる額を追給するものとする。

- 一 通勤手当の額を変更することとなった日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして理事長が定めるところにより算出した額
- 二 前号の支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして理事長が定めるところにより算出した額

**(支給方法等)**

第19条 旧給与規程第17条第1項の教職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 前条の規定による追給又は返納は、理事長が定める日に行なう。

第20条 前条第1項の通勤手当は、当該通勤手当に係る支給対象期間の初日に理事長が支給する。

第21条 旧給与規程第17条第1項の教職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、別に定める。

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算により支給する。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要なことは別に定める

- 一 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第15条第1項第1号から第6号又は公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第1項第1号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休暇等に関する規程 (以下「旧育児介護規程」という。) 第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

三 就業規則第53条第3号の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

四 病気休暇 (旧勤務時間等規程第19条第1項に規定する病気休暇をいう。) を与えられて当該休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務せず、又はその後再び勤務するに至った場合

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、理事長が別に定める日割による計算により支給する。この場合において当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要なことは別に定める。

一 採用した場合

二 離職した場合

(事後の確認)

第23条 理事長は、現に通勤手当を支給されている教職員について、その者が旧給与規程第17条第1項の教職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該教職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 (第9条関係)

自転車等の使用距離 (片道)	支給額
5キロメートル未満	2,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	6,000円
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,400円
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
20キロメートル以上25キロメートル未満	16,200円
25キロメートル以上30キロメートル未満	19,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	23,200円
35キロメートル以上40キロメートル未満	26,700円
40キロメートル以上45キロメートル未満	29,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	33,300円

50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	36,800 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	40,200 円
60 キロメートル以上	43,600 円